

平成 24 年 2 月 16 日

「休眠口座」(「睡眠預金」)に関する新聞報道について

平成 24 年 2 月 15 日付で「政府は、銀行等で 10 年以上お金の出し入れがない「休眠口座」(当金庫の名称「睡眠預金」※)の預金を、東日本大震災の被災地企業の支援策等に使う検討に入った」との新聞報道がございました。

現段階では政府が検討に入った状況で、正式な決定ではございませんのでお知らせいたします。

※「休眠口座」(「睡眠預金」)とは？

- ・流動性預金(普通預金等)および自動継続定期預金以外の定期性預金(定期積金を含む)については、最終取引日以降、払い出し可能の状態であるにもかかわらず 10 年間以上異動のないものをいいます。この場合の「最終取引日」は、流動性預金においては最終異動日(利息元加日を除く)、定期性預金においては満期日です。
- ・自動継続定期預金については、初回満期日以降、長期間継続状態が続いているものをいいます。なお、当金庫からお客様宛てに通知書を発送し、お客様の確認がとれた場合については「休眠口座」(「睡眠預金」)と判断しません。

なお、10 年以上異動のない「休眠口座」(睡眠預金)につきましても、手続きを行うことにより払出しは可能です。

以上

